

平成27年山武市教育委員会第2回定例会会議録

1. 期 日 平成27年2月18日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 小野崎 一男
委 員 高橋 尚子
委 員 高柳 善江
委 員 小川 一成
教育長 嘉瀬 尚男
5. 欠席委員 なし
6. 議場に出席した職員の職及び氏名
教育部長 渡邊 聰
教育総務課長 小川 宏治
学校教育課長 齊田 謙一
学校教育課指導室長 小高 幸弘
生涯学習課長 土井 紀子
スポーツ振興課長 川島 勝喜
文化会館長 江澤 正
公民館長 市原 修
図書館長 宮負 勲
学校給食センター所長 小堀 英信
子育て支援課長 田上 和弘
さんぶの森公園
管理事務所主査補 渡邊 邦年

事務局
教育総務課総務企画係長 秋葉 一徳
教育総務課総務企画係 篠原 正洋
7. 開会 委員長が挨拶し午後1時30分開会を宣する。

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、高橋委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

教育委員会第1回定例会の会議録を全員異議なく承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、1月22日から2月18日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

- 1月22日 全員協議会において議会の予算協議が行われた。その後、平成26年度補正予算ヒアリングが実施された。
- 23日 この日から計6回教育長面談が出てくるが、いずれも教育部内の職員との面談を行った。あと2名で教育部内全員の面談を終える。同日、山武西小学校で公開研究会が行われた。
- 25日 左千夫短歌会が開催された。4,252首の応募があった。うち小学生1,651首、中学生1,651首で審査にあたられた先生も、子どもの応募数の多さに驚かされていた。
- 26日 オパ関連機関訪問。市長、副市長、総務部長とともに内閣官房、文部科学省スポーツ局、青少年局、ジャイカ、スリランカ大使館へ書簡の交換の報告に同行した。
- 27日 女性退職校長会の代表が来庁。校務支援システム研修は、先生方への研修会である。今後も多数開催を予定している。その中で参加できる時に参加させていただく。
- 28日 千葉県市町村教育委員会連絡協議会研修会。各委員の皆さんも参加された。
- 29日 校長会からの要望への回答を行った。
- 30日 市教組からの要望へ回答を行った。
- 2月 1日 山武市郷土芸能振興大会、文化財審議会、ボッチャ大会。それぞれに参加した。ボッチャについてはパラリンピックの種目としてこれからも事業として行う。
- 3日 山武市学校のあり方検討委員会については、各委員の出席を得た。
- 9日 大人CAP、10日に子どもCAPが行われ、今年度最後であった。内容を学ぶため参加させていただいた。大人CAPについては、参加者が少なめであったが、役に立つと感じた。
- 11日 第45回山武郡市民駅伝競走大会については、後ほど報告がある。
- 12日 議会運営協議会を受けて、議会对応の庁内調整会議が行われた。ひなたっこ広場の閉級式では挨拶をさせていただいた。
- 13日 期末面談、教育部長と市長との面談が行われた。
- 17日 東上総教育事務所で学校教育課長とともに次年度の人事スケジュールについて報告を受けた。

五木田委員長：議案第1号「市議会定例会提出議案(平成26年度一般会計補正予算(第6号))に同意することについて」、議案第2号「市議会定例会提出議案(平成27年度一般会計予算)に同意することについて」、議案第4号「山武郡市広域行政組合規約の変更に関する意見について」は、市議会への提出前であり、協議第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。
(挙手による採決の結果、全員賛成)

日程第4 ○議決事項

※議案第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第1号 市議会定例会提出議案（平成26年度一般会計補正予算(第6号)）に同意することについて

補正予算要求部署（教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、文化会館長、図書館長、さんぶの森公園管理事務所主査補、学校給食センター所長、子育て支援課長）より概要を説明。

※原案のとおり同意。

※議案第2号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第2号 市議会定例会提出議案（平成27年度一般会計予算）に同意することについて

※平成27年度当初予算（案）全体の概要について教育部長より説明。

※資料に基づき、各所属長より平成27年度当初予算（案）の概要を所属別に説明。

※原案のとおり同意。

五木田委員長：ここで、一旦秘密会を解く。

議案第3号 山武市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

教育総務課長：資料の10ページ。山武市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について。これは11ページ目に1月28日付で山武市長から教育委員会に対して、事務の補助執行について協議の書面が出された。新年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たな業務が2つ出てくる。市長が定める大綱の作成に関する事。総合教育会議を開催する。関係する事務が新たに発生する。これは本来、市長の権限に属する事務であるが、地方自治法180条の2の規定で効

率よい事務を行うこととされている。それが市長の権限に属するものであっても他の行政委員会等が行ったほうが効率がよい場合は、協議し委任したり、その委員会の職員に補助執行させることができる。その規定に基づき協議が市長からあがってきた。何をさせるかは、大綱を作成する事務や総合教育会議の処務に関することは、教育に関することであるので、教育委員会で行ったほうが効率的であるという市長からの申し出である。それに伴って、何が変わるかは例規について12, 13ページで山武市権限に属する補助執行に関する規則の7, 8に加える。従前であっても教育委員会は、予算執行ができないので、補助執行という形で執行する。本来、市長の権限であるが補助執行で事務を行うもの。13ページは、教育委員会の組織規則の一部改正案である。教育総務課総務企画係の事務分掌に2, 3で大綱と総合教育会議を加えた。協議の同意があれば、こういった改正をする。同意をいただければ市長宛てに同意しますと回答する。

小川委員：補助執行については理解した。平成27年度から大綱を作り始める。総合教育会議も平成27年度から開催すると捉えていいか。

教育総務課長：そのとおりである。

五木田委員長：他に意見等がなければ採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

五木田委員長：ここから、秘密会とする。

※議案第4号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第4号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する意見について

教育総務課長：山武郡市広域行政組合格約の変更にあたり、意見を聞く手続きが必要であることから提案させていただいた。18ページの下に参考として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の条文を記載しているが、要約すると規約の改正時は構成市町の議会の議決が必要である。議決をもらうにあたっては教育委員会の意見を聞かなければならない。行政組合は、消防や電子計算業務等多様な業務にあたっているが、その中に教育員会関係の業務も行っている。教育組合という位置付けになることから組合の規約を改正するにあたって、構成市町の教育委員会の意見を聞く必要が出てくる。19ページに規約の改正案が出ている。理由書には、一番目に介護保険法改正の関係。二番目に障害者の住生活、社会生

活を総合的に支援する法律の改正に伴う事務を共同処理する事務に加える。手話奉仕員の養成研修事業を加える。三番目に消防職員の任命について所要の改正を行うもの。四番目は、教育委員会の関係で法改正に伴う条ずれを修正する。加えて委員定数を改正する。7名の委員を教育長及び6人の委員に改める。この部分が教育に関することになる。21ページ、行政組合から案としてこのように回答をいただきたいというものが示されている。特に意見がなければ、特に意見はありませんと記載して回答する。行政組合そのものが教育委員会の業務を行っているので、今回規則改正が関係しているようにみえるが、本来、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条で教育委員会の権限を定めているが、定数に関しては職務権限に基本的には入っていない。今後、消防等の規則改正があった場合でも、位置付けが教育組合になっているので、意見を伺うようになるというちょっと違和感があるがそのようになる。確認したところそのようにしてくださいということなので、改正がある時は教育委員会で意見を聞くことになる。

※原案のとおり同意。

五木田委員長：ここで、一旦秘密会を解く。

議案第5号 山武市要保護及び準要保護児童生徒就学援助及び特別支援教育就学に関する要綱の一部を改正する告示について

学校教育課長：22ページ。前回の定例会で協議案件として委員の皆さんから意見をいただいた事項である。校長会等の意見を聞くようにとのことで、校長会にも意見を伺い方向性について了解を得た。再度確認ということで、22ページ、本制度の要綱を改正する理由は、制度利用者の利便性を高めるため。23ページ、変更は4点。支給方法、新入学児童生徒の学用品費支給額の増額並びに入学準備支給項目の追加。申請書様式の変更である。

小川委員：校長会で支給方法について、意見は出なかったのか。

学校教育課長：意見の中で確認事項として未納金が出た場合、振込口座を学校にすることで確認はあった。その通りの改正を行う。そこが一番懸念されていたところであった。

小川委員：それならいい。現状ではお金がとれない。

学校教育課長：誓約書にその点の項目があるのでそれが生きるのかという確認があった。

高柳委員：表にさせていただき書きやすくなったと思う。

五木田委員長：他に意見等がなければ採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いする。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

休憩 午後 2 時 30 分から

午後 2 時 40 分まで

五木田委員長：ここから秘密会とする。

日程第5 ○協議事項

※協議第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

協議第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：資料に基づき、新規申請分(5世帯8名)について説明。

※新規5世帯8名について認定。

五木田委員長：ここで秘密会を解く。

協議第2号 山武市教育振興基本計画について

教育総務課長：別冊の資料をご覧いただきたい。山武市教育振興基本計画は平成23年度から平成32年度までの10年間を見据えて策定されている。この計画は毎年適宜見直ししていくということから、平成27年度に向けて加筆修正を加えている。今回の資料では赤字修正している部分になる。章ごとに修正部分を担当部署から説明させていただく。

※第1章から順に計画内容の主な変更箇所について各所属長から説明。

学校教育課長：資料に基づき、第1章の主な変更箇所（基本データの更新など）と内容について説明。

学校教育課指導室長：6ページの全国学力・学習状況調査からみえる全国・県・市の状況と課題の、変更箇所（基本データの更新など）と内容について説明。

学校教育課長：7ページの体力・運動能力、運動習慣等調査から見える課題、10ページの中学生の進学状況と進学地域の状況、11ページの長欠・不登校児童生徒の状況と課題について、変更箇所（基本データの更新など）と内容を説明。

五木田委員長：第1章について、各委員から意見をいただく。

高柳委員：5ページのALTを活用した授業の割合の推移で、小学校が100パーセントから

96.7パーセントになった説明があったが、これは、やれる状況にあったのにできなかったのか。または、ALTとの調整でどうしてもできない状況だったのか伺いたい。

学校教育課長：基本的にALTの派遣については、派遣計画を常に見直しをしながら、臨機応変に対応できるようにしているので、学校の事情でどうしても実施できない時があったということである。

高柳委員：他の市と比べると、山武市はALTをしっかりと各学校に派遣していて、とてもありがたいという話は聞いているので、そういう状況であればいいと思う。

五木田委員長：ATLは、現在何名いるのか。

学校教育課長：各中学校に1名配置している。その中学校に配置しているALTが、小学校を兼務するようになっている。

五木田委員長：ALTの契約は1年契約か。

学校教育課長：ALTは業者へ業務委託をしており、単年度契約になっている。派遣するALTについては、業者と協議して継続して同じ方をお願いしている。

小川委員：6ページになるが、学校の役割には二つあると思う。学力を身に付けることと社会性を身に付けることだと思う。学力については、全国どこでも騒がれているし、それは不易なもので昔も今も全く変わらないと思う。山武市の学力は千葉県や全国を下回っているという状況の中で、基礎知識の定着を図ることが緊近の課題であると書かれているが、私は、具体的にその学力を上げるための基礎知識の定着を図るために、どういうことを山武市全体で行うのか。そういった対策というものを、教育委員会側できちんと考えていくべきではないかと思う。例えば、全ての学校で朝読をきちんと位置付けるとか、やはり、語彙力が豊富でないと問題も読めないし、国語だけでなく数学の問題であっても解けないので、そういったものをきちんと位置づけていく、そういった対策や施策をうち出していくべきではと思う。これは本当に緊近の課題だと思う。山武市を担う子どもたちのためという観点から、みんなで考えていくべきだと思う。

五木田委員長：小川委員からの発言に対して何かあるか。

学校教育課指導室長：まず一つは平均化したときに、点数をとれない子たちがかなり影響している傾向がある。その子たちは、問題を読んでも分からない、分からないから読まないということで、早目にあきらめてしまう傾向がデータから見えている。そういったところで、少人数であったりとか、そういう指導に力を入れて行っていただきたいと、学校にお願いしたいと考えている。また、今年度に導入したタブレットが、小学校の漢字学習などで使われているということで、期待をもっている。

五木田委員長：学力向上については、それぞれの学校で工夫して行っているとは思いますが、

データをみると県平均、全国平均から少し劣っている傾向にあるとみられるので、小川委員が指摘した学力向上は大事なことだと思う。

※第2章については変更箇所なし。第3章の説明に入る。

学校教育課長：資料に基づき、重点施策1から重点施策3の変更箇所及びその内容について説明。

教育総務課長：28ページの重点施策3中の教育環境の整備について、平成27年度予定の教育総務課所管の工事等について説明。

子育て支援課長：28ページの重点施策3中の教育環境の整備について、平成27年度予定の子育て支援課所管の工事等について説明。

五木田委員長：重点施策1から重点施策3までについて、各委員から意見をいただく。

小川委員：意見になるが、21ページの重点施策1で、確かな学力を身に付ける学習指導の推進に、学習規律ということが入ったが、ようやく入ったなという感がある。私は授業規律といているが、授業が成立しないところ、学校が荒れているところに学力向上はあり得ないので、学習規律という言葉がいいのか、授業規律という言葉がいいのかは別として、私は、ぜひこれを校長会議で徹底させていただきたいと思っている。ただ、例えば、A校長がB校にいて、これは普通ではないと感じた状態を、B校のB校長は普通だと思っている状況も無きにしもあらずで、学校教育課長は学校訪問をしているので、よく分かっているかと思うが、校長会議でやはり私は、その授業規律をきちんと山武市全体で考えていこうということを、強く述べるべきだと思う。その裏付けとして、今回の基本計画の改訂で新たに盛り込んだので、皆さん意識してくださいという話をしていただければと思う。

もう一つは、今子どもたちに求められるのは、先ほども述べたが、授業が成立しない又は、荒れている学校というのは、学力は向上しないし学校生活は楽しくないので、アンケート結果もそういうようになってくると思う。例えば、25ページに生徒指導の機能を生かす指導の充実を図るとあるが、私の考え方で意見と要望になるが、規範意識の向上、子どもたちの規範意識の低下が、そういったことを招いている訳で、悪いものは悪い、良いものは良いという形の指導というものがあってもいいのではと思っている。過去に保護者から軍隊だと言われたこともあったが、決して軍隊をつくっている訳ではないが、いわゆる甘えの構造というか、家庭で甘えさ、そして学校で甘えさせ、地域で甘えさせては、私は山武市を担う子どもは育たないと思うので、どこかで規範意識の向上というのが入っていくといいのでは、という感想をもったところである。

高柳委員：感想的なものということで、今の小川委員の意見と最終的には同じだが、この計画は教育委員会がだした、各学校がこうあってほしいという姿だと思う。そ

うすると、各学校には理想的な姿と現状とのギャップ、そこをしっかりと考えていただきたい。そのギャップが問題点になる。そして、その問題点がなぜ起きているかを追求すると、最終的には規範であったり、指導の仕方であったりしていくと思う。そここのところを学校で話し合いをしっかりと行って、具体的にどうすればいいのかということにもっていく。そういうやり方をしたいとは思っている。そんなことの中で、ここに掲げられていることの全てができるとは思わないので、特に、ここから始めていくなど具体的にやっていくというような方法をとっていけると、問題点が一つずつ解決していきけるのではと考える。例えば、学校に来れない子は、何で来れないのかをよく考えて検討してみると、問題が見えてくる。トラブルが起って、その根が深くなってしまわないうちに、タイミングよく話を聞いてあげたり、適切な指導をしたりしたい。学級担任はその時間がとれないでいるというのが一番大きいと思う。そうすると、そういう時間をどのようにとったらいいのかとか、そのためにどういうことしたらいいのか。これは一つの例だが、そんなことで原因追究をもっとしっかりとやっていかないと、子どもたちの自主性にしても何にしても、育っていかないのではと思う。

五木田委員長：29ページの重点施策3で教育環境の整備に、日向幼稚園のトイレ改修があるが、これは和式から洋式にするものか。現在、トイレの環境は便座も温かく家庭の方が優しくて、教育施設の方が厳しい環境という状況がある。冬場はとても冷たいと思うので内容を伺いたい。

子育て支援課長：今回記載しているものは来年度に行う工事のみである。トイレ改修についても具体的に検討しているところだが、日向幼稚園のトイレ改修を行いたいということで、現在の和式のものを改修していく中では、今のように洋式にすることも考えていくが、和式も考えており、全体のところで調整をしているところである。来年度の事業であるので、先ほどの意見も反映させていきたいと思っている。

五木田委員長：配慮していただければと思う。その他にあるか。

学校教育課長：市の方針については、この教育振興基本計画のダイジェスト版を来年度の当初(4月)に各学校に配る。本来であれば、年度内に配布して次年度の学校経営にいかしていただきたいが、改訂時期の関係で配布できない訳だが、そういったダイジェスト版を配布する中で、各学校で課題を整理してそのギャップをうめていく作業を、年度当初から校長会の方に働きかけをさせていただければと考えている。

小川委員：各学校の校長にも様々な捉え方がある。そういうことも踏まえて。校長会で学校教育課長と教育長の指導力を発揮していただけると、大変ありがたいと思う。いわゆる授業規律といっても様々である。授業が成立していると思う校長もいれ

ば、そうでないと思う校長もいる。今回の改訂でここに謳ったのだから、教育振興計画に謳ったのだから、これは裏付けになると思う。山武市としては新たに加えたということを、ぜひ言っていただけるとありがたいと思う。

高橋委員：確認だが、山武市は全校の教室に空調設備を設置することでよろしいか。

教育総務課長：平成29年度までに設置する方針である。

※重点施策4の説明に入る。

生涯学習課長：資料に基づき、重点施策4から重点施策6についての変更箇所及びその内容について説明。

五木田委員長：重点施策4から重点施策6までについて、各委員から意見をいただく。

小川委員：質問させていただく。ニュージーランドとスリランカから、同じ年に受け入れする年があるのか。

生涯学習課長：来年度はないが、平成28年度は受け入れが重なる。

小川委員：そうすると学校に預けることになるのか。

教育総務課長：やり方についてはいろいろ考えている。あまり学校に負担がかからないようにしたい。時期が同じかどうかにもよるが、やらなければいけないことになっている。やり方は検討していきたいと思う。

小川委員：現在、小学校は受け入れていない。中学校が受け入れている。ニュージーランドからの研修生は、年齢的に小学生の年齢ではないのか。なぜ少ない中学校に限定して受け入れているのかと、昨年の校長会で話がでていた。

五木田委員長：意見として伺っておく。

※重点施策7の説明に入る。

スポーツ振興課長：資料に基づき、重点施策7の変更箇所及びその内容について説明。

五木田委員長：重点施策7について、何か意見はあるか。

(意見等する者なし)

※重点施策8の説明に入る。

教育総務課長：資料に基づき、重点施策8の変更箇所及びその内容、47ページからの各施設の改修工事・備品整備計画について説明。

五木田委員長：重点施策8について、何か意見はあるか。

小野崎委員：43ページの現況と課題、4項目目の「首長」を他の表現と同様に「市長」してはどうか。

教育総務課長：修正させていただく。

※ここから第4章及び第5章の説明に入る。

教育総務課長：第4章については、本年度行った教育委員会事務の点検・評価の結果である。第5章の資料編については、最新のデータに更新できるものについては、現在、データの取得等を行っていることから、その部分については次回の定例会でお示しする。

五木田委員長：全体を通して、質問等があったら伺う。

嘉瀬教育長：38ページ、重点施策6推進施策(2)の事業①、少年の国際理解教育の推進で、今回追加した2つの事業だが、内容的には新たにオリパラとして、ここに入ってくるが「充実」という部分を、今回新たに行うものなので「実施」に変更してはどうかと思うがどうか。

五木田委員長：今まであったものを充実させる訳であり、今回の追加事業は新規であるため「実施」に変更願いたい。その他に質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第2号については、原案を一部修正することで了承する。

※原案のとおり了承。

協議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う例規改正について

教育総務課長：協議第3号の提案理由としては、前回の定例会で条例改正したことと同様に、法改正に伴って関係する規則と訓令、教育委員会の規則と市長部局の規則、この3つの改正について、今回の協議案件で説明し、次回の定例会に議案として提案したいと考えている。改正内容については、43ページからの新旧対照表により説明させていただく。まず、法改正により関係してくる教育委員会の規則として、第1条目に教育委員会公告式規則がある。これは、法の条が変更になることから、第1条中の第14条を第15条に改める。第2条では、委員長という職がなくなることから、教育長に置き換えるという改正をここで行う。44ページの教育委員会会議規則では、会議の方法が定められているが、その中で委員長という職がなくなる関係で教育長に置き換えること。第3条第4項については臨時会の規定になるが、委員長が教育長に変わることで、現行の又は以降については、改正後の第3条第5項中の法第14条第2項で、会議の招集について定められているので書き改めたところである。第6条目も委員長が教育長に変わる改正。45ページの第7条目も同様だが、一部字句に誤りがあったため併せて改正する。第8条目から第11条目も委員長が教育長に変わる改正である。第12条目の改正は、出席委員のという書き方を、教育長又は委員の発議により、出席者のという書き方に変えている。これは、委

員の中に教育長が入らなくなったことから、こういう書き方に変えたということである。第13条目から第15目は委員長が教育長に変わる改正である。47ページの第16条目から第19条第1項目までも、委員長が教育長に変わる改正である。第19条第2項では、議場にいる委員はという書き方を出席者に変えている。これは、先ほどの教育長及び委員という書き方で委員を構成するので、出席者という書き方にした方が1回で済むという改正になっている。第20条目から第22条目までも委員長が教育長に変わる改正である。第24条の改正については、会議録の作成等になるが、遅延なく作成するという内容で、記載する項目の書き方が若干変わっている。まず、出席委員及び欠席委員の氏名ということで、誰が出席して誰が欠席したかを明記する改正になっている。後は関係する職員、教育長の報告の要旨、その他教育長が会議において必要があると認めた事項というものを、会議録に載せることとしている。なお、今回、秘密会についても改めて項目をつくっている。秘密会の会議は、前項に準じて別に作成しなければならないということで、秘密会についても、会議録は作って公表はしないというようなことにしている。第25条目の会議録の署名では、委員長が教育長に変わるのでこういう書き方になっている。会議録の公表ということ新たに加え、第26条目としているが、会議録は秘密会の会議録を除いて、作成したときはインターネットの利用その他の方法により、これらを公表するものとするということで、公表を努力義務とするような内容となっている。最後の第27条目は委員長が教育長に変わる改正になっている。続いて、51ページは教育委員会会議傍聴規則である。これも、基本的には委員長が教育長に変わる改正になっている。続いて、53ページの教育委員会組織規則では、条づれがあるので目次の部分の条を改正している。委員長という職がなくなる関係でその部分、第3条から第5条を削って繰り上がっていくという改正が54ページ。55ページも委員長という職がなくなる関係での改正であるが、第5条の改正、教育長への委任のところだが、教育長に委任した事項については、教育委員会で報告しなければならない、というような法の改正になったことから、ここでは、報告する重要な項目を限定して列記することも検討したが、大枠として教育長に委任した事務で重要なものに関することについては、次の委員会の会議に報告し、承認を得なければならないということで、その時々判断で報告するというような意味合いにして改正文をつくっている。第6条から第17条までは条の繰り上がりが続いている。58ページの第22条が第18条に繰り上がる部分、これはこの条例が繰り上がった関係による条づれをここで改正している。61ページは小中学校の管理規則の改正である。これは、教育の推薦によりという部分が現行となっているが、法改正でこの部分が削除されたことから、同様に削って教育委員会が委嘱するという改正である。

続いて、62ページは教育委員会の訓令の改正部分になる。これについても64ページからの新旧対照表で説明させていただく。64ページは教育委員会処務規程になるが、これは、教育委員会組織規則が改正により条がずれることから、第12条を第8条に改正。次の2号目も同じように条ずれに伴う改正をここで行う。65ページからは、教育委員会公印規程になる。第7条は委員長が教育長に変わるという改正。第8条目は、教育委員会委員長印が不要になることから、この部分を削る改正となっている。その関係で、別表の中から委員長印を削る改正、印影についても削っている。69ページ目は、教育委員会職員の勤務時間の割り振り等に関する規程の新旧対照表だが、これも先ほどの教育委員会組織規則が条ずれをした関係で、第12条及び第15条という部分を、第8条及び第11条に変える改正である。

続いて、70ページ目は市長部局の規則の影響があって改正するものである。財務規則と表彰規則が変わる。これについても、新旧対照表で説明させていただく。71ページ目、財務規則の第2条第12号の教育財産だが、法の第23条第2号に規定する財産を教育財産としていたが、今回の改正で条ずれをしたので第21条第2号に改正する。72ページ目は山武市表彰規則だが、12年以上教育委員会の委員であった者を今回の改正で、教育長及び委員という書き方にしないと、教育長が外出しになった関係で、それに対応した改正を行うものである。以上が3つの改正の内容説明である。

五木田委員長：教育総務課長から説明があったが、何か意見はあるか。

小川委員：質問になるが、いわゆる地教行法の改正に伴って例規が改正になる訳だが、これは議会に諮るのか。

教育総務課長：今回の改正、規則と訓令等については議会案件ではないので、市長の専決処分で済むものと、教育委員会のこの会議でお諮りすることになる。

小川委員：そうすると、市長の専決処分であるならば、4月1日から例規が変わると思うが、変わるということは、教育委員長は4月1日からはどうなるのか。

教育総務課長：その件について説明ではふれなかったが、例えば、63ページ目をご覧くださいと、経過措置ということで、ここでは、第4条と第6条を経過措置としてつけてあるが、改正法附則第2条第1項の場合においてはとあるのは、これは、現教育長の任期中は従前の旧法律が効力を有するという規定である。そういうことで、現教育長の任期中は、今までどおりに行うという規程で、適用する場合はこの改正の規定は適用しないで、従前のまま効力を有するというのを、それぞれに書いてあるので、改正はするが従前のままということである。

小川委員：了解した。

嘉瀬教育長：49ページの第27条の請願だが、教育長を経て委員長に提出というのを、教

育長を経て教育長に提出となっているが確認願いたい。

教育総務課長：経るものがなくなってしまうので誤りである。修正させていただく。

小野崎委員：P65の教育委員会公印規程だが、改正後の第8条、公印の名称に教育委員会委員長職務代理者印が記載されているが、この印も不要ではないのか。

教育総務課長：これについても修正させていただく。

五木田委員長：その他に質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第3号については、原案を一部修正することで了承する。

※原案のとおり了承。

協議第4号 山武市心身障害児就学指導委員会規則の一部改正について

学校教育課長：協議第4号については、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援を進めることを目的として、文部科学省から心身障害児指導委員会の名称を、教育支援委員会に変えることが望ましいという通知があったことによるものである。なぜ名称の変更ということになったかということだが、これは、早期からの一貫した支援、この早期からの一貫という部分である。今までは、就学時指導委員会という、どうしても就学時のみを中心になっていたが、そうではなく、就学する前から、そして、就学した後もずっと支援をしていった方がいいだろうという意味では、心身障害児就学指導委員会という名称ではなく、教育支援委員会にした方がいいだろうということで、国からの通知を受けた千葉県教育委員会は平成26年3月18日にその名称を変えている。第1条で、千葉県教育委員会に千葉県教育支援委員会を置くとしている。それに伴い、山武市も名称等を改正するというので、改正内容としては、第1条中の適正な就学指導を適切かつ継続的な教育的支援に改め、山武市心身障害児就学指導委員会を山武市教育支援委員会に改正する。第2条第1号中の就学指導を就学等に改め、第6条第4項中の指導の次に等を加える改正内容となっている。詳しくは、新旧対照表をご覧いただきたいが、県教委の改正内容と同様になっている。説明は以上である。

小川委員：支援委員会を就学時だけでなく、本当に開く気があるのか。

学校教育課長：現在、年2回開催している。その中で、就学時だけでなく、その後の経過観察も行っている。将来的には年に3回程度行えるのがベストであると思っている。

小川委員：私は就学指導委員を永くやっていたが、何が言いたかったかということ、就学指導委員会で決定したことが、決定事項にならないことがある。保護者がだめだ

と言えだめである。その後の観察をきちんとみて、やはりこの人は個別の指導の方がいいのではないかということ、この支援委員会を開催して、助言をしてあげるなど、そういったことを行うのがいいのではという意味で、本当にやる気があるのかと質問した訳である。

学校教育課長：目的はそういう方向性なので、そこを求めていかざるを得ないと思う。

五木田委員長：その他に質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第4号については、原案のとり了承する。

※原案のとおり了承。

協議第5号 山武市指定文化財維持管理事業補助金交付要綱の制定について

生涯学習課長：協議第5号について説明する。山武市内に存在する国、県及び市の指定文化財は、現在、103件存在しており、今後もこれらの文化財を保存、伝承していかなければならないと考える。山武市文化財の保護に関する条例では、指定文化財の管理又は修理等に要する経費は、所有者等の負担とすることを規定しているが、併せて、所有者等がその負担が多額でたえない場合などは、市が補助金を交付することができることとなっている。文化財の修理などには多額の経費がかかる場合もあり、所有者等がその経費を負担しきれない場合も十分に想定できる中で、施行規則では、補助金交付の申請などに関しての規定を設けているものの、対象経費や補助率等に関しての細かな部分の規定がない状況である。そこで、今後の補助金交付事務の適正化を図るために、山武市補助金等交付規則に則り、山武市指定文化財維持管理補助金交付要綱を定めようとするものである。(以下、資料に基づき、交付要綱の内容について説明。)

五木田委員長：質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第5号については、原案のとり了承する。

※原案のとおり了承。

協議第6号 山武市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定及び山武市立幼稚園管理規則等の一部改正について

子育て支援課長：協議第6号については、前回の定例会において議案として審議いただいた、山武市立幼保連携型認定こども園条例の制定に伴い、その施行規則などを定めるため検討を求めるものである。協議内容については、資料に記載の①と②であるが、まだ条文としては整備がされていないことから、新旧対照表で説明させ

ていただくが、説明をする前に確認しておきたいことがある。新制度では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる「認定こども園法」の一部改正があり、その趣旨は、幼保連携型認定こども園を「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として創設するというものであった。その結果、本市にある幼保連携型認定こども園は、新たに「学校」として位置づけられることから、なるとうこども園、なんごうこども園、しらはたこども園について、新規条例として規定を整備し、新たな幼保連携型認定こども園として設置される予定であるという事を前提に確認願いたい。

初めに、山武市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(案)及び山武市立こども園条例施行規則の新旧対照表をご覧いただきたい。右から、現行のこども園条例施行規則、真ん中が、改正する保育所型認定こども園条例施行規則、左が、新しく制定する幼保連携型認定こども園条例施行規則になっている。

まず、第1条の趣旨だが、今まではこども園条例第11条の規定により、こども園全部の管理及び運営に関し、必要な事項を定めてとしていたが、改正後は、幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園は、別の性格の施設という事になるので、それぞれの事項について定めるよう改める。ただし、正確には、学校か学校でないかという事で、児童福祉施設には変わりはなく、結果、目標や手続きに大きな違いはないので、新しくする2つの規則は同じようになる。第2条の定義だが、右の現行にあるように、今まで長期間保育児、短時間保育児と子どもたちを区分していたが、これからは、1号認定子ども(幼稚園児)、2号認定子ども(3歳以上の保育園児)、3号認定子ども(3歳未満の保育園児)と区分する。第3条の定員は、長児時間保育児・短時間保育児と設定したものから、1号から3号認定こどもに変更する必要があるが、定員数については、現在調整中であるので、次回の定例会の議案でお示しさせていただきたいと考えている。第4条は、保育時間及び休業日だが、幼保連携型認定こども園では教育を加える。保育所型こども園はそのままである。また、今まで長児部の保育時間は、午前8時から午後4時まで(土曜日は午前8時から正午まで)で、それ以外を時間外保育としており、短児部は、午前8時30分から午後3時である。今後は、第1項で規定する、1号認定子ども(幼稚園)に関しては、変更はないが、第2項で規定する2号・3号認定子どもは、保育用準時間認定の保育必要量が11時間とされるため、午前7時から午後6時までに変更する。また、第3項として前2項の規定に関わらず、市長は保育時間等を変更できる規定を設ける。これは、保育短時間認定を受ける子どもは、保育必要量が8時間となるため、今までの時間と同じくすることができるように定めるものである。新規規則の第5条(合同教育・保育)及び第6条(延長保育の実施)は、書き方等を変更するが、内容に大きな変更はない。新規規則の第7条(一時預かりの実施)は、今までこの規則で

定めていた預かり保育の内容を整理し、別に定めるよう規定する。新規定の第8条から第11条までは、子育て支援センター事業に係る内容だが、大きな変更はない。第12条から第17条では、給食に関する規定を新たに設ける。これは、こども園の給食が、来年度から学校給食センター業務からこども園業務に移管されることから、関係する規定を、給食センター規則を基本に設けるものである。こども園では、2号及び3号認定子ども、つまり保育所の園児の給食は、副食(おかずやおやつ)は保育料に含まれ、主食(ご飯)は、サービスで市が負担していることから、給食費はとっていないが、1号認定子ども、幼稚園児は、給食費を実費徴収として徴しているので、その規定を、山武市学校給食センター管理規則を基本に定める。新規則の第18条、入園手続等だが、今までは、幼稚園管理規則や保育所条例施行規則により行っていたものを、1号認定子どもは、今まで同様、幼稚園の例により、2号・3号認定子どもは、新たに制定する山武市保育の利用に関する規則の定めるところにより行うよう規定する。新規則の第19条はその他の管理運営に関する規定で、現行規則でこども園として規定している内容を、それぞれの形式の内容に言い換えるものである。ただし、真ん中の保育所型認定こども園条例施行規則にあつては、第2項として、「嘱託医は保育所処務規定に規定する嘱託医のほか、薬剤師1名を置く。」と規定する。これは、学校には、学校保健安全法で、「学校医を学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。」とされているが、保育所の嘱託医は内科及び歯科嘱託医各1人となっているため、規定するものである。

次に、山武市立幼稚園管理規則の一部改正について説明する。第6条で、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を定めているが、今まで、教育長の推薦により教育委員会が委嘱するとなっていたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の教育機関の職員の任命が改正されたことにより、教育長の推薦は必要なくなったので、条文から削り、教育委員会が委嘱すると改める。次に、第17条の定員、第18条の1学級の幼児数から、幼保連携型認定こども園に移行する、成東幼稚園、南郷幼稚園、しらはた幼稚園を削る。以上が、山武市立幼稚園管理規則の改正内容である。

幼保連携型認定こども園は、新年度から教育委員会の意見を求めなければならぬと規定されたので、次回、改めて協議をしていただく予定である。説明は以上である。

五木田委員長：質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第6号については、原案のとおり了承する。

※原案のとおり了承。

日程第5 ○報告事項

報告第1号 ICT環境進捗状況について

学校教育課指導室長：ICT環境の進捗状況について報告する。2月現在で全ての小中学校にタブレットやプロジェクター等の機器の搬入が完了している。市教育委員会としては、各学校に研修の講師や視察などで訪問しているが、既に実際にタブレットを使用した授業等も見ている。これはタブレットを使用した授業をやってくださいとお願いした訳ではなく、たまたま学校にいった際にやっていたという状況である。例えば、小学校2年生がタブレットを使って図画工作で、一緒に絵を描いてみようとか、漢字のドリルで使っているという小学校の事例も聞いている。また、展開されている授業には、ICT支援員が入りサポートしている。支援員の方で、機器の使い方等について先生方とディスカッションしていると聞いている。現在、支援員は19校に対して5人配置しているが、各学校の要望に応じて支援を展開しているという状況である。一方、校務支援システムは4月から本格的に稼働する訳だが、今現在いくつか課題がみえている。例えば、通知表、週案関係、保健室の業務関係で少し課題がみえている。特に、教務主任が対応する業務の負担が多いようで、例えば、年間の行事予定をプランニングしていく訳だが、そういうところとか、日課表の作成、週案管理、成績処理の事前準備等で、この2月から4月までは教務主任の負担が大きいと考えている。これらの課題に対しては、会議や研修会を開催し課題解決にあたる考えである。それから4月以降の見通しだが、ICT支援員は1校あたり週1回、1年間で約40回程度の派遣、活用を考えていることを報告する。

報告第2号 山武市合同着任式について

学校教育課長：山武市合同着任式については、改めて参加依頼の通知をするが、平成27年4月3日に資料にある日程のとおり実施させていただきたいと考えている。なお、着任式での役割等について決めていただければと思う。

※話し合いにより「開式のことば」を小川委員に「閉式のことば」を高柳委員に決定。

報告第3号 第63回左千夫短歌大会入賞者について

生涯学習課長：1月25日に行われた第63回左千夫短歌大会の入賞者について、資料に基づき報告。当日は撰者である沢口芙美先生を迎え、表彰式を行い講評いただいた。4,252首の中から左千夫賞に輝いた方については、既に広報さんむの2月号に掲載し、紹介させていただいている。その他の賞を受賞された方については、資料のとおりである。

報告第4号 第45回山武郡市民駅伝競走大会結果について

スポーツ振興課長：当日配布資料に基づき、2月11日に開催された第45回山武郡市民駅伝競走大会の結果について報告。総合優勝は東金市、2位は大網白里市、3位は横芝光町、山武市は4位であった。なお、山武Aのうち4区、10区、11区で区間賞を獲得している。

報告第5号 行事の共催・後援の承認について

教育総務課長：1月5日から1月31日までに承認した、後援3件について報告。

報告第4号 3月の行事予定について

出席した各所属長から3月の行事予定について報告。

その他（発言順に大要を記載）

※発言する者なし。

8. 閉会 午後4時58分